

転出予定児童保護者様

給食費・PTA会費・教材費などの精算がありますので、転出の日程が決まりましたら、早めに担任にお知らせください。

☆市外の学校へ転出の場合☆

① 住民票の異動手続きをしてください。

※ 市民課で「転出通知書」をもらったら早めに学校に提出してください。

市外への転校手続きは、転出予定日（松江市から転出する日）の2週間前から可能です。
この場合転出先の住所が確定している必要があります。



② 学校から書類を渡します。

- ・ 在学証明書・児童氏名ゴム印
- ・ 教科用図書給与証明書

※ 2種類の書類をお渡ししますので取りにきてください。

新住所地で



③ 住民票の転入手続きをしてください。

※ 市町村教育委員会で学校への転入手続きをします。→通学する学校の指定を受けます。→通学予定の学校に連絡を取ってください。

新しい学校で



④ ②で受け取った学校からの書類と③で受け取った書類を学校へ提出してください。



⑤ これで手続きは完了です。

※ 同じ教科書であれば新しい学校でも使いますので、処分しないように注意してください。

★市内の学校へ転出の場合★

① 住所変更の手続きをしてください。

※ 市民課で手続きをすると異動届を渡されます。

松江市内の転校の場合は、事前の手続きは出来ませんので、市民課で住所変更の手続き後に教育委員会及び学校での転校手続きをしてください。



② 教育委員会学校教育課学事係へ異動届を提示してください。

※ 「学齢児童生徒異動通知書」を2部もらいます



③ 学校で手続きをしてください。

※ 「学齢児童生徒異動通知書」（本校長あて）を提出してください。→「在学証明書・教科用図書給与証明書」をお渡しします。



④ 相手先の学校へ行って手続きをしてください。

※ 「学齢児童生徒異動通知書」（転校先校長あて）
「在学証明書」
「教科用図書給与証明書」
3通を学校に提出してください。



⑤ これで手続きは完了です。